

令和 7 年 第 2 回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 2 月 2 5 日 (火)

令和7年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年2月25日（火）	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	坂本俊雄、小林 進、菊地宏利		
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	×
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	×	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	×	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

[開 会]	事務局 長	ただいまの出席委員は農業委員 9 名、推進委員 11 人であります。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記の 選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 4 番 山下登 委員 議席番号 5 番 菊地宏利 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	議 長 事務局	日程第 2 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第 3 条の説明をさせていただきます。 1 番について、譲受人につきましては、上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在ですが、3 筆ありまして①大字〇〇△△△の△、面積は 1, 3 9 4 m²、②大字〇〇△△△の△、面積は 1, 3 6 5 m²、③大字〇〇△△△の△、面積は 1, 2 9 5 m²でございます。全て地目は田、合計面積は 4, 0 5 4 m²です。譲受人の居住地から 1, 9 0 0 m、農業振興地域内の青地です。権利内容としましては所有権移転の売買でございます。譲受人に関する事項ですが、耕作面積 4 5 4, 9 9 4 m²、うち自作地は 4 5, 9 5 6 m²、借受は 4 0 9, 0 3 8 m²です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は 4 人、トラクター 5 台、コンバイン 3 台、田植機 1 台等の機械を所有しています。主な作付品目は米麦及びブロッコリーです。農地法 3 条第 2 項による審査に適合しています。譲受人は 4 6 歳の専業農家です。以前より借りていた農地を買い受けて経営規模拡大のため申請となりました。

日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	関根 秀樹委員	1 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、1 番から5 番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は5 件の申請がありました。 1 番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏 外1 名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 2, 2 3 4 m ² 、外1 筆と併せて一体利用です。地目 は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、申請地は農業振興地域外の第2 種農地です。 譲受人は隣地で食肉加工業を営んでおります。毎週土日に開催しているセールでは、多くのお客様が来店し、 交通誘導、駐車場の確保を実施していますが、道幅まで車のはみ出し、渋滞を巻き起こしている状態のため、 新たに駐車場を確保するために申請するものです。 2 番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 本庄市〇〇 △△△の△ 〇〇〇 〇氏外1 名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△の△ 面積は1 7 9 m ² 、地目は畑、権利内容は売買 による所有権移転。転用目的は土地分譲。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3 種農地です。宅地に

		接続しています。譲受人は不動産業を営んでおり、当該地は上下水道も完備されており大型商業施設、小中学校、国道１７号にも近いことから、需要が見込まれるため、申請するものです。 ３番ですが、譲受人 川越市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇△△△ 面積は３３１㎡になります。地目は田、権利内容は使用貸借権設定、転用目的は自己用住宅でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域外の３種農地になります。宅地に接続しています。譲受人は現在、川越市の貸住宅で妻と二人暮らしですが、妻の出産を控え住宅を建築するにあたり、義父の所有地に建築したく申請するものです。 ４番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△の△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇 △△△の△ 〇〇〇〇氏外２名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△の△外３筆 面積は２，２６７㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転。転用目的は分譲住宅。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第２種農地です。宅地に接続しています。譲受人は不動産業を営んでおり、当該地は新設された町道に面しており、小学校や商業施設も近く、住環境に恵まれていることから申請するものです。 ５番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 深谷市〇〇〇 △△△の△ 〇〇〇〇氏外３名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△の△ 面積は８６５㎡、外２筆と一体利用です。権利内容は売買による所有権移転。転用目的は分譲住宅。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第２種農地です。宅地に接続しています。譲受人は不動産業を営んでおり、当該地は児玉工業団地や本庄児玉インターチェンジへのアクセスも良く、交通の便も良いことから申請するものです。
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、１番の案件から順番に担当地区の委員どちらかの意見をお願いします。
	石倉 和宏委員	１番について 問題ありません。
	尾崎 保幸委員	２番について 問題ありません。

	山下 登委員	3 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	4 番について 問題ありません。
	小林 進委員	5 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	4 番について、現地確認では問題ないですが、奥まっているので道がないので、進入路として〇〇〇番 1 の南側を数mとってありますが、これも譲渡人 3 名の方の所有地ですか。
	事 務 局	坂本委員のご質問でございますが、所有者の方で申し上げますと〇〇〇番地〇が 1 名、真ん中の〇〇〇番で 1 名、一番左側 2 筆が同じ方が所有しておりますので 1 名です。合計 3 名となっております。
	坂本 茂委員	〇〇〇番〇の所有者は、この南の一部だけ売却したという解釈ですね。
	事 務 局	真ん中と左側の部分を今回開発するにあたって、道路に接道しておりませんので、こちら〇〇〇番〇の所有者の方に、一部ご協力をいただいたという形でございます。
	坂本 茂委員	わかりましたありがとうございます。
	柴崎久男委員	〇〇〇番〇から入っていくわけでしょう。道路位置指定にならないと、おかしいんじゃないですか。

	事 務 局	位置指定を取るか取らないかは、確認が取れていないのですが、位置指定をとらないケースというのも開発は可能です。
	柴崎久男委員	これは、8区画の所有者の共有名義になるのですか。
	事 務 局	すいません。失礼いたしました。こちらの図面で確認いたしますと、道路位置指定を取るようです。位置指定道路という形で道路を作りまして、開発終了後に町に寄付という形になってます。
	柴崎久男委員	建築基準法で、奥行きが40メートル、50メートルの場合、間口が5メートルの道を作らなくちゃならない決まりがあるじゃないですか。
	事 務 局	開発の中で、その土地の形状にもよりますが、私道で作るケースもあります。
	柴崎久男委員	通り抜け出来ないから、町も貰わなくても良いんじゃないか。
	事 務 局	今のお話で、町は貰っても困るんじゃないかと言われれば、通り抜けできなければ、いただかないという、そういう時代もあったと聞いたことがあります、実際この道路の中に水道管などが入っておりますので、例えばこの道路上で水道が破裂してしまうと、私道の場合は所有者の方の許可がないと、工事ができなくなってしまいます。基本的には住宅の敷地のなるべく道路に近い部分にメーターをつけておりますので、例えば、この道路を町が貰わなかった場合には、道路の中に8個のメーターをつけて、その上を車が通行するような状況になってしまいますので、そういうところが望ましくないということもあったようで、町が道路の寄贈を受けて、そちらの道路の下の水道管まで管理できるように、万が一の際には掘削ができるようにという形で、今は寄付を受け付けていると聞いております。
	坂本 茂委員	今までそういう道路があるんですよ。自分たちで管理している道路。だから自分たちでお金出して砂利を

		買って敷いてメンテナンスをやってるわけですよ。その道路も町に寄付すると言ったら、町が引き受けてくれる可能性はありますか。
	事務局	今のお話で聞くと、砂利の道路は引き受けていないそうです。やっぱり舗装をしていないと、ずっとその砂利を町が敷き続けなくてはいけなくなってしまうからです。
	坂本 茂委員	舗装すれば町で引き受けてくれるという事ですか。
	事務局	解釈としては道路の広さ、あとは両側に側溝が入っているかどうか、あとは舗装の下に路盤っていう作り方がありますが、その構成が町の基準に適合していれば受け付けるという事です。
	坂本 茂委員	受け付けているのは今でもですか。
	事務局	今は。という事です。
	坂本 茂委員	私が区長をやった時に、そういう相談を町にしたら、町の道路じゃないから関係ございませんと言われました。
	事務局	やはり、その時代の流れで昭和の終わり位からバブル時代に色々な開発がありましたが、その時には受付されてなかったらしいです。
	議長	ほかにございませんか
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～

日程第４ 議案第７号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案) について	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第４ 議案第７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	【議案説明】 議案第７号についてご説明申し上げます。本議案ですが、農地中間管理事業により、地権者から埼玉県農林公社を經由して耕作者へ貸し付けされる農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求めるものでございます。こちらの中間管理事業につきましては、埼玉県農林公社を間に入れた貸し借りとなります。令和７年５月１日から開始されます貸し借りとなります。内容ですが、議案書６ページの１番から２４ページの３１４番までが通常の貸し借りとなっております。今回は主に（株）〇〇〇〇の廃業に伴う耕作者変更及び（株）〇〇〇〇さんが直接借りていた農地のほか、令和７年４月３０日に、町の利用権が終了となりました農地の賃借となっております。議案書の６ページの左から記載されているのが、地権者名、地権者の住所、次にその隣が貸し付ける農地の地番と面積、次にこの土地を現在中間管理から借りていた耕作者名です。この欄に名前のある農地は、以前から中間管理に貸し付けられていた農地ですので、今回は耕作者変更となります。その隣の右側には、今後耕作をされる耕作者の住所、氏名が載っています。さらにその隣が権利の種類、利用目的、賃借の期間となっております。この貸付の期間ですけれども、新規の場合は１０年間です。耕作者変更の場合には、契約している期間の残存月となっております。今回の面積につきましては、２４ページの３１４番までの合計につきましては、面積が、田んぼ３０３，７２１㎡、畑が２８６，４９７㎡、合わせまして合計で３１４筆、全体の面積が５９０，２１８．８５㎡です。今回の５９０，２１８㎡のうち、(株)〇〇〇〇の関係は合計で２４７筆、面積が４５３，２６４㎡となっております。次に、２５ページの１番目からは期間借地で裏作する農地です。内容ですが、先ほど説明しました３１４筆の耕作者の中で、ひびきの農産(株)の構成員となっている耕作者が、麦を作付けする１１月から６月までの期間は、ひびきの農産(株)が期間借地する形をとり、裏作として２５ページの１番から３０ページの８６番まで載せてあります。裏作に

		つきましては合計で179,770㎡となります。農地中間管理事業につきましては、以上になります。
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、私と小林進委員、菊地宏利委員におかれましては、議事関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席となります。なお、一時退席の場合、会長、会長代理が不在となりますので、議席番号1番の木村隆之委員に仮議長をお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議ないようですので、木村委員は議長席へ移動をお願いします。
	議 長	関係委員につきましては、退席をお願いします。 ～議長移動、関係者退席～
	仮 議 長	仮議長に指名いただきました木村でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。
	事 務 局	すいません。こちらで一度法律の方についてご説明をさせていただきたいと思います。まず農業委員会の成立につきましては、農業委員14名、その過半数の出席により定足数となっております。過半数が8名となりますが、現在こちらのお部屋の中にいる農業委員さんが6名となるので、8名を下回っているのではないかという疑問を感じてしまう方がいらっしゃるかもしれません。こちらまず会議の成立段階では、9名の方がいらっしゃった状態です。その議事の内容によって、農業委員会等に関する法律第31条1項では、議事には参加できない方が退席した場合、定足数に満たしていない場合でも、出席委員の可否により成立するというので、確認は取らせていただいております。そのため、今回の議事に参加できない方が、退席した場合で過半数以下になった場合でも、本議案については成立するというので、事前にご説明をさせていただきます。以上となります。

	仮 議 長	それでは議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	この農用地利用集積等促進計画（案）についてですが真ん中に（株）〇〇〇〇が載ってないところがあり空欄になっていますが、このところにも（株）〇〇〇〇が相対で借りていた農地が入っているという解釈でよろしいでしょうか。
	事 務 局	坂本委員のご質問にお答えいたします。今回 5 9 0, 2 1 8 m ² ありますが、そのうち（株）〇〇〇〇が中間管理事業で借りていた農地の面積は 3 3 0, 8 3 8 m ² です。そして相対で借りていた農地につきましては、1 2 2, 4 2 6 m ² です。先ほど坂本委員がおっしゃっていたように空欄の中に（株）〇〇〇〇が相対で借りているものを新規として議案に載せてあります。以上です。
	仮 議 長	よろしいですか。他に質疑ありませんか。
	仮 議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	仮 議 長	ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	仮 議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。事務局に申し上げます。坂本俊雄委員、小林進委員、菊地宏利委員の復席をお願いします。 ～委員復席～
	仮 議 長	坂本会長が復席いたしますので、仮議長の座を降ろさせていただきます。

[そ の 他]	議 長	皆様のご協力ありがとうございました。
	議 長	以上で本日用意しました議案の審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いします。
[閉 会]	事 務 局	その他について ・ 次回の定例総会について 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～ 上里町役場 4 階 協議会室 ・ 遊休農地の結果報告について ・ 活動記録簿の提出について ・ 児玉地方連絡協議会研修会及び懇親会の出席について ・ 農地利用最適化活動の推進について (情報交換会)
	議 長	他に、皆さんから何かございますか。 無いようですので、議長の座を終了させていただきます。
	会 長 代 理	以上ですべての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年2月25日

議 長

印

(山下 登 委員)

署 名 人

印

(菊地 宏利 委員)

署 名 人

印